

■京丹後市太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例(案)について

1. 条例制定の背景・目的

- 市は、2050年カーボンニュートラル及び再生可能エネルギー導入の促進を目指す中、地域内の消費エネルギーにおける再生可能エネルギー占有率の向上に当たっては、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくことが重要と考えている。
- 一方で、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地において、地域環境への影響や災害誘発、設備の廃棄等に対する地域住民の懸念が指摘されている状況にある。
- 市内でも、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)の創設以降、太陽光発電設備の導入が急速に進展してきており、一定規模以上の事業計画に対し、地域住民と十分な合意形成が図られていなかったり、設備の適正な管理がなされていない事案が発生している。
- このような状況を踏まえ、太陽光発電設備の設置事業等(以下「設置事業等」という。)と地域環境との調和及び市民の安全で安心な生活を確保するため、設備の適正な導入及び維持管理を目的とする条例を制定するもの。

2. 条例制定にあたっての基本的な考え方

- 設置事業等に関し、市、市民、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにし、再生可能エネルギーを活用する事業の適正化及び自然環境の保全と調和を図り、秩序ある発展と良好な生活環境の維持・向上を図る。
- 市全域を対象に、事業者が、発電出力の合計が10キロワット以上又は都道府県が規定する環境保全配慮区域における地上設置(建築物の屋根・屋上設置は除く)の設置事業等を行う場合は、当該事業の計画について、市への事前協議及び届出を義務付ける。市は、事前協議において、計画内容を確認し、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。
- 事業者は、近隣関係者に対し、事業計画及び工事等の内容を事前公開し、また、事前説明等を実施し理解促進に努める。また、工事関連の届出書、事業計画内容変更届の提出、事業中の管理者等情報の掲示及び適正な維持管理を義務付ける。
- 条例の不履行に対する処置として、市は、事業者に対し、適宜、報告又は資料提出、指導及び勧告、勧告に基づく措置についての報告を求め、又は必要な立入調査を行うことができる。事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者の氏名、住所並びに勧告内容を公表することができる。

3. 条例の骨子

(1)適用の範囲、設備・規模<第4条関係>

市全域を対象とし、以下に該当する地上設置の太陽光発電設備(建築物の屋根・屋上設置は対象外)とする。

- ①発電出力の合計が10kW以上
- ②地球温暖化対策推進法で規定する都道府県基準に基づく環境保全配慮区域内での事業(府基準については、本年度内に府温対計画で定められる予定)

(2)事前協議、事前説明等の実施及び届出<第5条～第10条関係>

事業実施前の手続きとして、事業者に以下のことを義務付ける。

- ①市に対する事前協議の実施(確認基準※に基づく事業計画の確認。適宜、事業者に対する指導・助言の実施、協議終了通知の交付)
※確認基準としては、環境保全措置、防災措置、安全確保措置、廃止後の措置等を規則で規定することを想定。
- ②近隣関係者に対し事前説明等の実施、理解促進(事業計画、工事等の内容の事前公開(事業区域内に標識掲示)及び事前説明等の実施、市に対し実施結果を報告)
- ③市に対し、設置事業等届出書を提出(事業着手の30日前までに)

(3)設置事業等関連<第11条～第15条関係>

工事の届出、管理者情報掲示、設備適正管理を以下のとおり義務付ける。

- ①市に対し工事着手・完了及び事業廃止の届出(市による現場確認)
- ②事業実施期間中における管理者情報の掲示
- ③設備及び事業区域の適正管理による災害防止及び環境保全

(4)条例不履行に対する処置<第16条・第17条関係>

市は事業者に対し、適宜、報告や資料提出を要求。指導及び勧告、勧告に基づく措置についての報告や立入調査の実施。勧告に従わないときは公表(事業者名及び住所、勧告内容)を可能とする。

(5)その他

- ①施行期日 令和5年7月1日(予定)
- ②経過措置 必要な経過規定を置く

(6)スケジュール

令和4年12月末～令和5年1月中旬 パブリックコメント実施
令和5年3月 議会上程予定